

■国民年金の加入者 第1号被保険者（自営業、学生など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金の加入者 第2号被保険者（会社員、公務員など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
退職などで厚生年金を脱退する	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職などで第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人

（20歳以上60歳未満の人）第3号被保険者

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れたまたは配偶者が65歳になった	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先

公的年金は3種類に分かれており、その人の状況によって加入する年金は異なります。また、年金の種類が変わる時は必ず手続きが必要です。

手続きを忘れると、将来受給できる年金額が減ったり、もしもの時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなかったりします。

国民年金に加入する際は、基礎年金番号が分かるものと退職日などを証明できるもの（離職票や資格喪失証明書など）、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参してください。

国民年金に加入する場合は、基礎年金番号が分かるものと退職日などを証明できるもの（離職票や資格喪失証明書など）、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参してください。

国民年金加入の手続きが必要です

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係
☎ 31-4191
☎ 75-2159



お知らせ

パブリックコメントを実施しています

問 総合政策課 企画係 ☎75-2217



次の計画（案）に対してのパブリックコメントを実施しています。パブリックコメント制度は、市民以外の人（市内への通勤・通学者など）でもコメントの提出が可能です。ただし、この制度は政策の賛否を問うものではありません。「賛否の結論のみを記載している意見」や「政策に関係のない意見」は、意見として取り扱わないこととしています。

■計画（案） 多久市公共施設個別施設計画（案）

■閲覧場所 市役所、各町公民館、市ホームページ

■提出方法 意見書（任意様式）に住所、氏名、連絡先、意見を必ず明記し提出してください。

■提出先 郵 送…〒846-8501（住所不要）多久市役所 情報課

メール…koho@city.taku.lg.jp

F A X…75-2110

持 参…市役所2階 情報課 広報広聴係

■募集締切 郵送・メール・F A X…3月25日（土）必着

持参…3月24日（金）17時15分必着



シルバー人材センターへ入会を検討中の皆様へ！

会員募集中

シルバー人材センターと一緒に働きませんか？

お問合せ先

(公社)佐賀県シルバー人材センター連合会

TEL0952-20-2011 FAX 0952-20-2015

上を向いてあること



広告